

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内（奥州市又は金ケ崎町にお住まいの方）

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金とは

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける制度です。貸付金には、修学資金をはじめ12種類の資金があります（貸付限度額等は「母子父子寡婦福祉資金のお知らせ」をご覧ください）。

資金の種類	事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、就学支度、修学
-------	---

2 貸付対象者

貸付が経済的自立や児童の福祉増進につながると判断され、償還の計画を立てることができる方で、次に該当する方が対象です。

- （1） 20歳未満の児童を扶養している、母子家庭の母又は父子家庭の父
- （2） 母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養する児童（子）
- （3） 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった方）

※現在、児童が20歳以上になっている方

- （4） 寡婦が扶養する20歳以上の子
- （5） 40歳以上の配偶者のない女子であって、現に児童を扶養していない方

※前年度所得が203万円6,000円を超えるときは、原則として貸付を受けることができません。

- （6） 父母のいない20歳未満の児童

※多額の借財を有する等により資金を貸付目的外に流用するおそれがある場合、他の貸付金の償還金又は租税等を滞納している場合、すでに他の貸付制度を利用している場合は、対象外になることがあります。

※貸付日前において、貸付を受けようとしている経費のうち、支払ってしまった経費は、貸付の対象にはなりません。

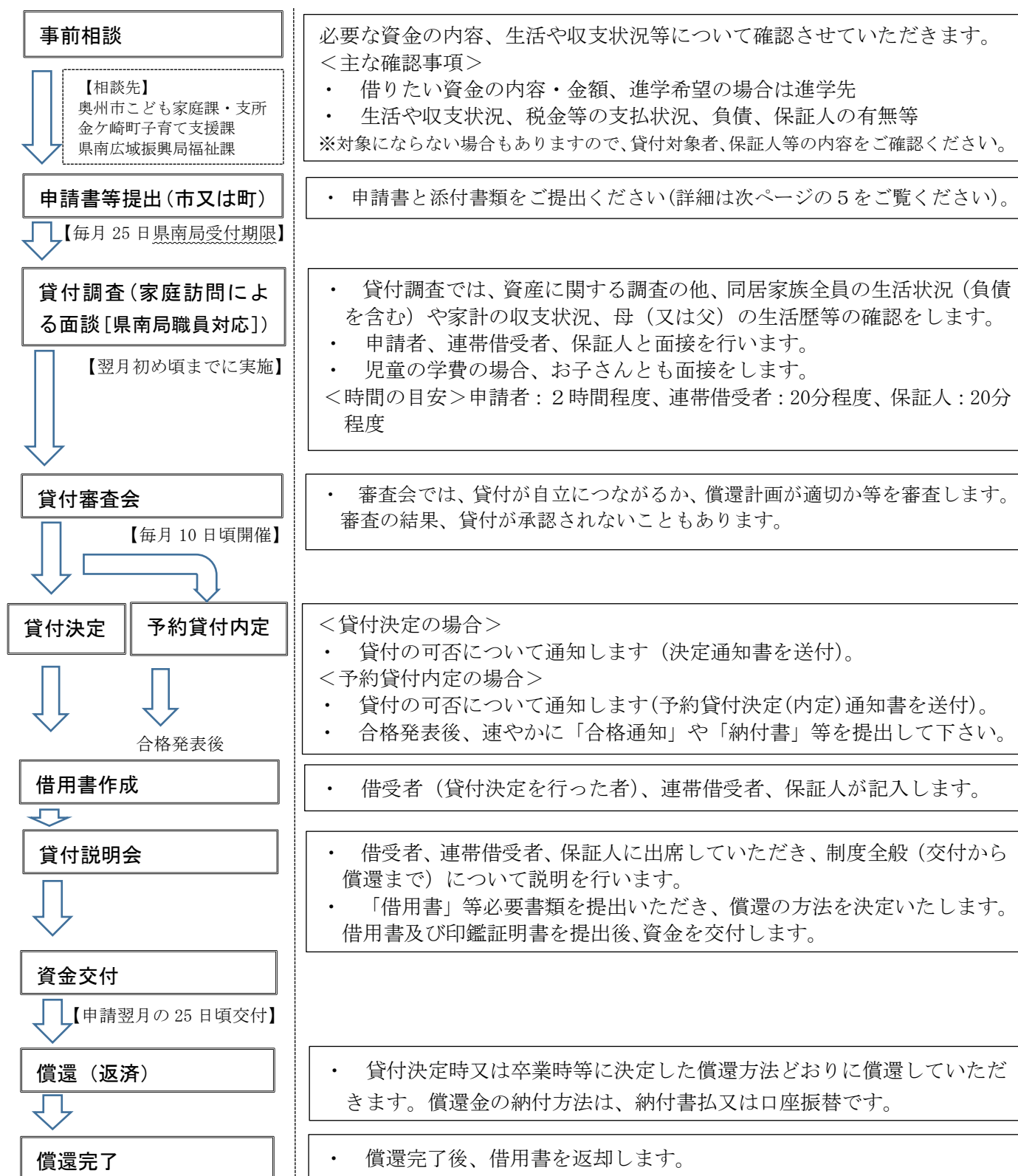
3 保証人について

原則として、次の要件を備えている保証人が必要です。詳細についてはご相談ください。

- （1） 独立して生計を営んでおり、申請者より収入が高いこと。
- （2） 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の広域振興局所管区域内（奥州市又は金ケ崎町）に居住していること。
- （3） 60歳未満の親族であること。親族以外の場合や貸付金額が300万円を超える場合は、保証人は2人とする。

4 相談・貸付から償還（返済）までの流れ（県南広域振興局保健福祉環境部の場合）

- ・ 県南広域振興局で申請書を受付後、審査、決定、資金交付までに1か月程度を要します。
 - ・ 修学資金、修業資金及び就学支度資金については、「予約貸付」ができます。
- ※「予約貸付」とは、新たに修学又は修業しようとする場合、希望する進学先の合格発表前にあらかじめこれらの資金の貸付が受けられる見通し（貸付内定）をつけることです。



5 貸付申請の手続きに必要な書類（申請書及び添付書類）

	申請書及び添付書類の内容
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書
	戸籍謄本（申請者及び児童又は子の戸籍が分かるもの）
	住民票謄本（世帯全員の本籍と続柄が入っているもの）
	母子・父子(寡婦)福祉資金借受資格証明又は配偶者がいないことを証明する書類（児童扶養手当証書、遺族年金証書、ひとり親・寡婦医療受給者証等の写し〔コピー〕）
	保証書（保証人1人につき1枚〔資金ごと〕）
	法定代理人の貸付申請同意書 ※申請者（連帯借受者を含む）が未成年の場合に限る
	所得証明書 ※子のない寡婦についてのみ
	借入金に係る返済(計画)を証する借入先の発行する書類の写し ※借入金がある場合
	保証人の所得の状況を証する書類（源泉徴収票又は所得証明書等）
	保証人の住所地等を証する書類（住民票の写し等）
	保証人が申請者と親族であることを証する書類（戸籍謄本等）
	申請者の所得の状況を証する書類(源泉徴収票[所得証明書等]、給料明細書コピー[2～3か月分])
	口座振替届、通帳コピー（貸付資金交付用）
	貸付を希望する資金の必要経費が分かる書類（入学金、授業料等）
	資金の種類に応じて必要な書類（「母子父子寡婦福祉資金のお知らせ」をご覧ください）
	その他連帯借受者等の状況や申し込み内容により必要な書類（相談時にご確認ください）

※申請時に添付書類の提出が間に合わない場合はご相談ください。

6 利子・保証人等（資金により取扱いが異なります）

【就学支度資金、修学資金、就職支度資金（児童分）、修業資金】

- ・ 無利子（保証人が必要です。）
- ・ 母（父）が借受者となる場合は、子が連帯借受者となります。

【上記以外の資金】

- ・ 原則、保証人を立てることで無利子での貸付となります。
ただし、償還可能であると判断され、保証人を探す努力をしてもなお、保証人を立てることが困難と認められる場合は、保証人を立てずに有利子（年1.0%）での貸付もできます。

【各資金共通】

- ・ 資金の種類にかかわらず、貸付総額が300万円を超えると保証人は2名必要となります。
- ・ 保証人がいる場合、保証人にも面接を行いますので、あらかじめ保証人にお伝えください。
- ・ 児童の学費の場合、お子さんとも面接をします。

7 償還（返済）について

- ・ 貸付申請書提出時にご希望された償還方法（月賦、半年賦又は年賦のいずれか）により、資金ごとに設定されている償還期間内に償還していただきます（各資金の償還期間は「母子父子寡婦福祉資金のお知らせ」をご覧ください。）。
- ・ 原則として、納付書払（毎月払）又は口座振替払（該当月の25日に振替）になります。
- ・ 返済の途中で、残額の全部又は一部を繰上げ償還することもできます。

- ・ 必ず償還期日までに償還してください。償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借受者・保証人への督促や催告、法的手段等を講じることになります。また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日割計算した違約金を徴収します。

8 貸付にあたっての注意事項

- ・ この資金の貸付相談は、奥州市及び金ケ崎町の窓口又は県南広域振興局保健福祉環境部福祉課で随時受け付けております。その際に、貸付制度の説明や必要書類の説明をいたします。
- ・ 就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸付けることができます。
- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料減免や給付型奨学金による給付を受ける場合は、就学支度資金や修学資金の所定の貸付限度額から給付相当額を控除した額が貸付額となります。
※貸付後に授業料減免や給付を受けることになった場合は、すでに交付を受けた貸付金のうち、貸付限度額を超えた給付相当額について、給付を受けた日から6か月以内に返納していただきます。
- ・ 貸付中に、母子（父子）家庭の母（父）でなくなった、児童又は子を扶養しなくなった、退学したなど貸付の対象でなくなった場合は、その後の貸付はできません。また、貸付決定後に必要額が変更になった場合、減額申請や増額申請の手続きが必要なことがあります。これらの場合は速やかに申し出てください。

9 相談窓口

【奥州市】

奥州市役所 こども家庭課 0197-34-1585

江刺総合支所 健康福祉グループ 0197-34-2521

前沢総合支所 市民福祉グループ 0197-34-0273

胆沢総合支所 健康福祉グループ（健康増進プラザ悠悠館内） 0197-46-2977

衣川総合支所 市民福祉グループ 0197-34-2367

【金ケ崎町】

金ケ崎町 子育て支援課 0197-44-4611

県南広域振興局 保健福祉環境部 福祉課
住所：奥州市水沢大手町5番5号
電話：0197-22-2862（直通）